

男鹿市規則第 2 3 号

男鹿市興行場法施行細則の一部を改正する規則

男鹿市興行場法施行細則（平成 2 4 年男鹿市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可の申請)</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、<u>興行場営業許可申請書</u>（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業施設の配置図及び平面図（観覧室の<u>椅子</u>等の配置及び喫煙所、売店、便所等の位置を明示したもの）並びに観覧室の断面図</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項<u>又は第 7 条の 2 第 5 項</u>の規定による検査済証の写し</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は<u>寄附行為の写しなど、法人の状況がわかる書類</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(構造設備等変更の届出)</p> <p>第 4 条 興行場の営業を営む者は、興行場について、構造設備を変更したときは、速やかに<u>興行場構造設備等の変更届出書（様式第 4 号）</u>により市長に<u>届け出なければならない</u>。</p> <p>2 前項の届出書には、<u>第 2 条第 1 項の申請書並びに第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の届出書に記載した事項を記載し、次に掲げる書類を添付しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>構造設備の変更の場合にあって</u></p>	<p>(営業許可の申請)</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、<u>興行場経営許可申請書</u>（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業施設の配置図及び平面図（観覧室の<u>いす</u>等の配置及び喫煙所、売店、便所等の位置を明示したもの）並びに観覧室の断面図</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は<u>寄附行為の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(構造設備等変更の届出)</p> <p>第 4 条 興行場の営業を営む者は、興行場について、構造設備を<u>変更し、又は第 2 条第 1 項の申請書及び第 6 条第 1 項の届出書に記載した事項を変更したときは、速やかに興行場構造設備等変更届（様式第 4 号）</u>を市長に<u>提出しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の届出書には、<u>変更に係る第 2 条第 2 項各号に掲げる書類</u>を添付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>は、当該変更後の構造設備を明らかにする図面</u></p> <p><u>(2) 法人の代表者又は社名の変更の場合にあっては、法人の状況がわかる書類</u> (営業停止等の届出)</p> <p>第5条 興行場営業を営む者は、興行場営業を停止し、又は廃止したときは、速やかに<u>興行場営業停止等の届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。</u> (地位の承継の届出)</p> <p>第6条 法第2条の2第2項の規定による<u>営業者の地位の承継の届出（譲渡によるものに限る。）は、興行場営業承継届出書（事業譲渡）（様式第6号）によりしなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>届出者が法人の場合にあっては、法人の状況がわかる書類</u></p> <p>第7条 法第2条の2第2項の規定による<u>営業者の地位の承継の届出（相続によるものに限る。）は、興行場営業承継届出書（相続）（様式第7号）によりしなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上である場合にお</u></p>	<p>(営業停止等の届出)</p> <p>第5条 興行場営業を営む者は、興行場営業を停止し、又は廃止したときは、速やかに<u>興行場営業停止（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</u> (営業承継の届出)</p> <p>第6条 法第2条の2第2項の規定による<u>営業者の地位の承継の届出は、興行場営業承継届（様式第6号）によるものとする。</u></p> <p>2 前項の<u>届出が相続による営業者の地位の承継に係るものである場合は、当該届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上である場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意を証する興行場営業者相続同意証明書（様式第7号）</u></p> <p>3 <u>第1項の届出が、合併又は分割による営業者の地位の承継によるものである場合は、当該届出書に定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。</u></p>

改正後

いて、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意を証する興行場営業者相続同意書（様式第8号）

第8条 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の承継の届出（合併又は分割によるものに限る。）は、興行場営業承継届出書（合併又は分割）（様式第9号）によりしなければならない。

2 前項の届出書には、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写しなど、法人の状況がわかる書類を添付しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

興行場営業許可申請書

（宛先）男鹿市長 年 月 日

申請者 住 所 氏 名

年 月 日生

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

興行場法第2条第1項の規定により、興行場の営業の許可を受けたいので、申請します。

興行場の名称	
興行場の所在地	
興行場の種類	映画・演劇・音楽・スポーツ・見せ物 その他（ ）
	常設・屋外・臨時・仮設
構造	いす席 人 座席 人 立見席 人 計 人
	観覧室の床面積 m^2
備 所	男性用 大便器 個 小便器 個
	女性用 個
臨時又は仮設の興行場にあつては、興行期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

添付書類

- 営業施設の周囲おおむね四百メートルの区域の見取図
- 営業施設の配置図及び平面図（観覧室のいす等の配置及び喫煙所、売店、便所等の位置を明示したもの）並びに観覧室の断面図
- 機械換気設備、空調設備、照明設備及び給排水設備の配置及び系統を明示した図面
- 建築基準法に規定する検査済証の写し
- 消防法令に適合していることを証する書類
- 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写しなど、法人の状況がわかる書類

改正前

様式第1号（第2条関係）

興行場経営許可申請書

年 月 日

男鹿市長 様

住 所 氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

興行場の経営の許可を受けたいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

興行場の名称	
興行場の所在地	
興行場の種類	映画・演劇・音楽・スポーツ・見せ物 その他（ ）
	常設・屋外・臨時・仮設
定 員	いす席 人
	座 席 人
	立見席 人
観覧室の床面積	m^2
便 所	男性用 大便器 個 小便器 個
	女性用 個
臨時又は仮設の興行場にあつては、興行期間	年 月 日から 年 月 日（ 日間）

添付書類

- 施設の周囲おおむね400メートルの区域の見取図
- 施設の配置図及び平面図（観覧室のいす等の配置及び喫煙所、売店、便所等の位置を明示したもの）並びに観覧室の断面図
- 機械換気設備、空調設備、照明設備及び給排水設備の配置及び系統を明示した図面
- 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- その他（ ）

改正後

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

興行場構造設備等の変更届出書

年 月 日

(宛先) 男鹿市長

届出者 住 所
氏 名
年 月 日生
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者
の氏名〕

次とおり興行場の構造設備（営業許可申請書の記載事項）（営業承継届の記載事項）を変更したので、男鹿市興行場法施行細則第4条第1項の規定により、届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	
営業許可年月日及び番号	年 月 日 指令
変 更 の 内 容	変 更 後
	変 更 前
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

添付書類

- 1) 構造設備の変更の場合にあっては、当該変更後の構造設備を明らかにする図面
- 2) 法人の代表者又は社名の変更の場合にあっては、法人の状況がわかる書類

改正前

様式第4号（第4条関係）

興行場構造設備等変更届

年 月 日

男鹿市長 様

住 所
氏 名
年 月 日生
(法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名)
電 話

次とおり興行場の構造設備（経営許可申請書の記載事項）（営業承継届の記載事項）を変更したので、興行場法施行条例（昭和59年秋田県条例第32号）第6条第2項の規定により、届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	
営業許可年月日及び番号	年 月 日 指令
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

備 考 次の書類のうち、該当する変更に係るものを添付してください。

- 1 施設の周囲おおむね400メートルの区域の見取図
- 2 施設の配置図及び平面図（観覧室のいす等の配置及び喫煙所、売店、便所等の位置を明示したもの）並びに観覧室の断面図
- 3 機械換気設備、空調調和設備、照明設備及び給排水設備の配置及び系統を明示した図面
- 4 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- 5 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 6 その他（ ）

様式第5号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

興行場営業停止等の届出書

年 月 日

(宛先) 男鹿市長

届出者 住 所
氏 名
年 月 日生
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者
の氏名〕

次とおり興行場の営業を停止（廃止）したので、男鹿市興行場法施行細則第5条の規定により、届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	
営業許可年月日及び番号	年 月 日 指令
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
廃 止 年 月 日	年 月 日
停 止（廃 止）の 理 由	

様式第5号（第5条関係）

興行場営業停止（廃止）届

年 月 日

男鹿市長 様

住 所
氏 名
年 月 日生
(法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名)
電 話

次とおり興行場の営業を停止（廃止）したので、興行場法施行条例（昭和59年秋田県条例第32号）第6条第2項の規定により、届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	
営業許可年月日及び番号	年 月 日 指令
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
廃 止 年 月 日	年 月 日
停 止（廃 止）の 理 由	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">様式第6号 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">興行場営業承継届出書 (事業譲渡)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 男鹿市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名及び電話番号</p> </div> <p>次のとおり興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 2 譲渡の年月日 3 興行場の名称及び所在地 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類 (2) 届出者が法人の場合にあっては、法人の状況がわかる書類 </div>	<p style="text-align: center;">興行場営業承継届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>男鹿市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">被相続人との続柄</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>次のとおり興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被相続人の氏名及び住所 2 相続開始の年月日 3 興行場の名称及び所在地 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本 2 興行場営業者相続同意証明書 (相続人が2人以上いる場合に限り、)
<p style="text-align: center;">様式第7号 (第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">興行場営業承継届出書 (相続)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 男鹿市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">被相続人との続柄 電話番号</p> <p>次のとおり興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被相続人の氏名及び住所 2 相続開始の年月日 年 月 日 3 興行場の名称及び所在地 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し (2) 相続人が複数人ある場合は興行場営業者地位承継同意書 (様式第8号) </div>	<p style="text-align: center;">興行場営業者相続同意証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>男鹿市長 様</p> <p style="text-align: right;">証明者氏名</p> <p>次のとおり興行場の営業者について相続があったことを証明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被相続人の氏名及び住所 2 興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所 <p>備 考</p> <p>証明者氏名の部分は、興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印してください。</p>

改正後	改正前
<p>様式第8号（第7条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>様式第8号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">興行場営業者地位承継同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">相継人氏名</p> <p>次のとおり興行場の営業者の地位を承継することに同意します。</p> <p>1 被相継人の氏名及び住所</p> <p>2 興行場の営業者の地位を承継すべき相継人として選定された者の氏名及び住所</p> <p>備考 「相継人氏名」には営業者の地位を承継すべき相継人として選定された者以外の相継人全員が署名又は記名押印してください。</p> </div> <p>様式第9号（第8条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>様式第9号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">興行場営業承継届出書（合併又は分割）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 事務所所在地 名称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>次のとおり興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>1 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</p> <p>2 合併又は分割の年月日 年 月 日</p> <p>3 興行場の名称及び所在地</p> <p>添付書類 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の定款又は新附行為の取しなど、法人の状況がわかる書類</p> </div> <p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。